

大阪府道高速大阪西宮線高架下利用計画（大阪市福島区区間）（案）

1 計画概要

本件は、大阪府道高速大阪西宮線の大阪市福島区区間2.1 kmにおける連続高架部分のうち、大開高架下について、阪神高速道路株式会社から自転車駐輪場として整備する必要があるとの要望を受け、当該高架下の利用計画を策定するものである。

2 利用計画

(1) 高架下利用部分の選定

阪神高速道路株式会社から要望があった大開高架下を対象とする。

(2) 利用用途の決定 用途：自転車駐輪場

周辺地域は、都市計画上、準工業地域であり、工場及び集合住宅が建ち並ぶ地域である。

当該地域には、阪神電鉄淀川駅の利用者のために大阪市と旧阪神高速道路公団が協議して設置した大阪市道の道路附属物としての駐輪場があるが、車輪止め等の設備がない無料施設であることから、雑然と駐輪されており、出入りも困難な状況である。今般、従来の駐輪場に代えて、有料の自転車駐輪場を整備することにより、不適切な駐輪の防止を図り、快適な街づくりの促進に資するものである。

(3) 占用主体、占用物件等の決定

- ・ 占用主体 阪神高速道路株式会社
- ・ 占用物件 自転車駐輪場 対象予定面積：約380㎡、駐輪予定台数：246台
- ・ 占用の場所 大阪市福島区大開四丁目2番地内他
- ・ 占用の開始予定時期 平成20年4月

(参考) 位置図（別紙1）、計画平面図（別紙2）、都市計画図（別紙3）、現況写真（別紙4）

以上